第２　一般債権
１　定義
「一般債権」とは、協定債権のうち上記第１の担保権付債権に該当しないものをいい、かかる一般債権を有する協定債権者を「一般債権者」という。
２　よろづや観光株式会社に対する債務の免除
一般債権のうち清算株式会社がよろづや観光株式会社に対して負う一切の債務については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける。
３　開始決定後の利息・遅延損害金の免除
一般債権のうち特別清算開始決定日以後に発生する利息及び遅延損害金については、本協定認可決定確定時に全額免除を受ける（以下、前項及び本項による免除分を除いた一般債権を「免除後一般債権」という。）。
４　弁済の時期及び方法
清算株式会社は、免除後一般債権に対し、同社の所有する全資産（担保権が設定された資産を含む。）の換価処分及び回収が完了（以下、当該時点を「全資産処分完了時点」という。）した後１か月以内に、以下の方法にて弁済を行う。
⑴　弁済原資
全資産処分完了時点において清算株式会社の保有する現預金から、今後清算結了までに発生することが見込まれる一般の先取特権その他一般の優先権がある債権、特別清算手続のために清算株式会社に対して生じた費用及び特別清算手続に関する清算株式会社に対する費用請求権の合計額を控除した残額を、弁済原資とする。
⑵　弁済の方法
上記⑴の弁済原資を、全資産処分完了時点に存在する各一般債権者の免除後一般債権の債権額により按分して、各一般債権者に対する弁済額を算定する（１円未満の端数は切り捨てる。）。
弁済は、協定債権者の指定する金融機関口座に振り込む方法により実施する。振込手数料は、清算株式会社の負担とする。
５　残債務の免除
一般債権者は、前項の弁済を受けたときに、残余の免除後一般債権に係る債務を免除する。
６　追加弁済
上記４による弁済後、清算株式会社に新たな財産が発見されたときは、清算株式会社は、これを速やかに換価し、各一般債権者に対し、換価代金から必要な費用を控除した残額を、上記４⑵の基準に従い弁済する。この場合においては、各一般債権者が前項の規定により行った残債務の免除は、新たになされた弁済の限度で効力を失うものとする。

以上
東京地方裁判所民事第８部

監督命令

平成２７年（再）第４９号
千葉県八千代市八千代台南３丁目12番59号
再生債務者　株式会社ＲＣエイジ
１　主文　再生債務者について監督委員による監督を命ずる。
２　監督委員　東京都港区西新橋１丁目15番１号大手町建物田村町ビル９階　萱場健一郎法律事務所　弁護士　萱場健一郎
平成27年７月30日
東京地方裁判所民事第20部

再生手続開始

平成２７年（再）第６号
名古屋市港区新川町２丁目１番地先
再生債務者　成田冷蔵株式会社
１　決定年月日時　平成27年７月29日午後５時
２　主文　再生債務者について再生手続を開始する。
３　再生債権の届出期間　平成27年９月２日まで
４　再生債権の一般調査期間　平成27年９月23日から平成27年９月30日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

書面による決議に付する決定

平成２４年（再）第１号
山形県酒田市宮海字明治99番地の５　開始決定時の商業登記記録上の所在地山形県酒田市宮海字明治80番地の２
再生債務者　升川製材株式会社
１　決議に付する再生計画変更案　平成27年７月６日付けの再生債務者提出の再生計画変更案
２　再生計画変更案に対する回答期限　平成27年８月31日まで
平成27年７月29日　山形地方裁判所酒田支部

再生債務者の株式の取得等を定めた再生計画案の提出の許可

平成２７年（再）第１９号
札幌市中央区大通西19丁目２番地１
再生債務者　株式会社カネトモ
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式３万株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　８の募集株式と引換えにする出資の目的たる財産の給付の期間において募集株式の引受人が最初の給付をした日
３　減少する資本金の額　金1500万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　８の募集株式と引換えにする出資の目的たる財産の給付の期間において募集株式の引受人が最初の給付をした日
５　募集株式の数　普通株式60株
６　募集株式の払込金額　１株につき金５万円
７　出資の目的とする金銭以外の財産の内容及び価額
ア　現物出資者　株式会社リオ・コンサルティング
イ　現物出資の目的財産　株式会社リオ・コンサルティングの再生債務者に対する貸付金債権
ウ　目的財産の価額　300万円
エ　現物出資者に与える株式数　普通株式60株
８　募集株式と引換えにする財産の給付期間　再生計画認可決定確定日または別除権付再生債権の不足額確定日のいずれか遅い日から２か月
９　増加する資本金の額　150万円
10　増加する資本準備金の額　150万円
平成27年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

平成２７年（再）第２０号
北海道釧路市末広町２丁目18番地
再生債務者　株式会社ケーユー
決定の要旨　再生債務者が次の条項を定めた再生計画案を提出することについて許可する。
１　再生債務者が取得する株式の数　全ての発行済株式である普通株式20株
２　再生債務者が１の株式を取得する日　８の募集株式と引換えにする出資の目的たる財産の給付の期間において募集株式の引受人が最初の給付をした日
３　減少する資本金の額　金100万円全額
４　資本金の額の減少がその効力を生ずる日　８の募集株式と引換えにする出資の目的たる財産の給付の期間において募集株式の引受人が最初の給付をした日
５　募集株式の数　普通株式60株
６　募集株式の払込金額　１株につき金５万円
７　出資の目的とする金銭以外の財産の内容及び価額
ア　現物出資者　株式会社リオ・コンサルティング
イ　現物出資の目的財産　株式会社リオ・コンサルティングの再生債務者に対する貸付金債権
ウ　目的財産の価額　300万円
エ　現物出資者に与える株式数　普通株式60株
８　募集株式と引換えにする財産の給付期間　再生計画認可決定確定日または別除権付再生債権の不足額確定日のいずれか遅い日から２か月
９　増加する資本金の額　150万円
10　増加する資本準備金の額　150万円
平成27年７月24日
東京地方裁判所民事第20部

決議に付する決定

平成２７年（再）第１号
北海道上川郡新得町字屈足西１線６番地20
再生債務者　有限会社土田農産
１　決議に付する再生計画案　平成27年７月１日付け再生債務者提出の再生計画案
２　議決権行使の方法　書面投票
３　書面投票期間　平成27年８月26日まで
４　議決権不統一行使の通知期限　平成27年８月19日
平成27年７月29日　釧路地方裁判所帯広支部